

高松市少年育成委員連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、高松市少年育成委員連絡協議会（以下、協議会）という。

(目 的)

第2条 協議会は、会員相互の連絡を密にし、常に、青少年健全育成に関する研修に努め地域活動の活性化を図り、少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 協議会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡調整
- (2) 会員の資質向上および少年の健全育成に係る研修等
- (3) 関係機関団体との連絡提携
- (4) 育成センターの業務への協力およびその他協議会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 協議会は、高松市少年育成委員ならびに少年の健全育成に特に関心のある者のうち、入会の意思を示した者を会員として組織する。入会の手続きは、入会届の提出をもって完了する。

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、会費を免除された場合*は、この限りではない。

*会費の免除については、別に内規で定める。

(理 事)

第5条 協議会に理事をおく

- 2 理事は、小学校区または地区、高等学校及び百貨店・警察等から推薦された者がこれにあたる。
- 3 理事は、会の運営に協力し、自身が所属する校区または地区、団体の会員の長として、会および地域の関係機関と会員との連絡調整にあたる。
- 4 理事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。理事が欠けた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第6条 協議会には、次の役員をおく。

- (1) 会 長（1名）
 - (2) 副会長（3名）
 - (3) 監 事（2名）
 - (4) 幹 事（若干名）
- 2 会長・副会長・監事は、理事会において選出し、総会の承認を得る。
 - 3 幹事は、理事の中から会長が指名する。
 - 4 会長は、会を総括し、会を代表する。
 - 5 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長が指名した副会長が、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
 - 6 監事は会計の監査をし、幹事は庶務会計を司る。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし再任はさまたげない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(顧 問)

第8条 協議会に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、会長が必要と認めるとき、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し、意見を述べるができる。

(会 議)

第9条 協議会の会議は、総会および理事会、役員会とする。

- 2 この会の会議は、会長が招集し、議長は、会長が指名する。
- 3 この会の会議は、その構成員の過半数が出席しなければ開催することができない。ただし、委任状の提出があれば、この限りではない。
- 4 この会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会は、年1回開催し、理事会および役員会は会長が必要と認めたときに開催する。

(総 会)

第10条 総会は、全会員をもって構成し、次の事項を審議、議決する。

- (1) 事業計画および事業報告に関すること
- (2) 予算および決算に関すること
- (3) 役員を選出に関すること
- (4) 会則の制定および改廃に関すること
- (5) その他、会の運営に関し、会長が必要と認める事項

(理事会)

第11条 理事会は、役員および理事をもって構成し、次の事項を審議、議決する。

- (1) 総会に附議する事項
- (2) 事業の企画・運営に関し、会長が必要と認める事項

(役員会)

第12条 役員会は会長、副会長、監事、幹事をもって構成し、次の事項を審議する。

- (1) 総会および理事会に附議する事項
- (2) その他、会長が必要と認める事項

(経 費)

第13条 この会の経費は、会費その他の収入をもってあてる。

(会 費)

第14条 会費は、年2,000円とする。

(細 則)

第15条 この会の運営に必要な細則は、別に内規を定める。

(会計年度)

第16条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から始まり翌年の3月31日に終わる。

(事務局)

第17条 協議会の事務を処理するために、高松市少年育成センターに事務局をおく。

附 則

この会則は、昭和41年12月1日から施行する。
この会則は、昭和49年 4月1日から施行する。
この会則は、昭和51年 4月1日から施行する。
この会則は、昭和52年 4月1日から施行する。
この会則は、昭和53年 4月1日から施行する。
この会則は、平成10年 4月1日から施行する。
この会則は、平成12年 4月1日から施行する。
この会則は、平成27年 4月1日から施行する。
この会則は、令和 5年 6月1日から施行する。

高松市少年育成委員連絡協議会内規

(慶 弔)

第1条 次の場合は、慶弔費を支出するものとする。

- 1 会員死亡の場合 5,000円と花輪一對
- 2 会員公務により傷害（1週間以上治療を要する程度）または1ヶ月以上病気の時。5,000円
- 3 その他、特別の場合は理事会の承認を得て会長が定める。

(表 彰)

第2条 次に該当する場合は表彰するものとする。

- 1 少年育成委員として通算5年以上委嘱を受け退任した者
- 2 少年育成センターの計画する街頭補導などの事業に対し積極的に協力した者
- 3 青少年の非行防止、健全育成に著しく貢献した者

(事務局長)

第3条 この会の業務を行うため、事務局に局長をおくものとする。

- 1 事務局長は理事会の承認を得て会長が定める。
- 2 事務局長は会務を処理する。

(会費の免除)

第4条 次の場合は、会費を免除するものとする。

- 1 街頭補導に従事しない警察、大規模小売店舗より推薦された少年育成委員
- 2 その他、特別な事由により、会長が認めた場合

附 則

この内規は、昭和63年4月1日から実施する。

この内規は、平成 8年4月1日から実施する。

この内規は、令和 5年6月1日から実施する。